

動物用医薬品・飼料添加物（セデカマイシン）に係る食品健康影響評価に関する審議結果(案)についての御意見・情報の募集結果について

1. 実施期間 平成 22 年 12 月 9 日～平成 23 年 1 月 7 日
2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
3. 提出状況 2 通（1 通に複数意見の記載の場合あり）

	御意見・情報の概要	専門調査会の回答
1	<p>反対です。 口に入れるものです。安全性評価はしてほしいです。 でも、化学調味料は要りません。 市販品に使わないでください。 使う場合は、必ず表示してください。 消費者に選ぶ権利を与えてください。 知らない間に入っていたなんてことしないでください。</p>	<p>本審議結果(案)は、動物用医薬品及び飼料添加物であるセデカマイシンが家畜に使用された場合の、畜産物を介したヒトの健康に与える影響について、安全性評価を行ったものです。 本審議結果(案)では、セデカマイシンについて、ヒトが毎日一生涯にわたって摂取し続けても、健康への悪影響がないと推定される一日当たりの摂取量である一日摂取許容量（ADI）を設定しています。 なお、いただいたご意見については、リスク管理機関である、厚生労働省、農林水産省及び消費者庁にお伝えします。</p>
2	<p>(1)薬物動態の諸試験は良く整理されており、分かりやすい報告書となっているものとおもいます。 しかし、毒性試験において、セデカマイシン混合物としての試験なのか、あるいは、一つの特別な単一物質としての試験なのか、記載がございません。薬物動態、あるいは遺伝毒性試験でおこなった各物質との整合性が理解しがたい面があるものと感じたしだいです。</p> <p>(2)遺伝毒性試験、生殖毒性試験ならびに長期毒性試験結果などから、発癌性試験を行う必要性がないことを科学的に提示してもよいのではないのでしょうか。</p>	<p>(1)本評価書（案）P6 の 8～10 行目に記載しているとおり、セデカマイシンは、セデカマイシン A を主成分とし、セデカマイシン C、セデカマイシン D 及びセデカマイシン F を含有した混合物とされており、毒性試験等において「セデカマイシン」と記載されている場合は、混合物を意味します。</p> <p>(2)本評価書(案)P12 のⅡの「5. 慢性毒性及び発がん性試験」の項に記載しているとおり、遺伝毒性が認められず、急性毒性及び亜急性毒性試験においてもその低毒性が示され、残留期間も非常に短く、蓄積性もみられないことから、安全性の高い物質と考えられたため、慢性毒性試験及び発がん性試験は実施されていません。 本評価書(案)P15 のⅢの「1. 毒性学的 ADI について」の項に記載しているとおり、遺伝</p>

		<p>毒性試験並びに 13 週間及び 180 日間亜急性毒性試験の結果から、セデカマイシンは遺伝毒性発がん物質ではないと考えられたため、慢性毒性試験及び発がん性試験は実施されていませんが、ADI を設定することは可能と判断されたものです。</p>
--	--	---